

# 令和6年度 大成中学校 生活のきまり

## 1 時間や登下校について

- (1) 8:25 までに体育着やジャージに着替えて教室の自席に着席する。
  - ・清掃のない日は、着席をして朝の会の準備をする。
  - ・部活動の朝練習がある場合、7:10 より前には登校しない。
  - ・部活動の朝練習がない場合、7:40 以降に登校する。
- (2) 登校後は無断で校外に出ない。  
どうしても帰らなければならないときは、学年の先生に許可を得てから帰る。  
(再登校が 8:25 を過ぎたら遅刻)
- (3) 通学、再登校は徒歩のみとする。
- (4) 授業開始時間（チャイム）を守る。
- (5) 朝礼の日
  - ・8:25 までに整列をする。
  - ・各クラス学級委員の女子は担任の先生に点呼報告、男子は学年主任の先生に点呼報告をする。
  - ・体育委員は列の一番後ろに並び、整列するときに声をかける。
  - ・遅刻者（8:25 以降に到着した者）は列の一番後ろに並ぶ。

## 2 服装・頭髪など

### —本校では次の通りに定める—

- (1) 服装（授業や集会は原則、制服を着用する）

○制服について

#### 【学生服】

- ・学生服の第一ボタンをとめる ・Yシャツを着る ・Yシャツの裾を出さない
- ・ボタンダウンのYシャツは認めない ・ズボンはウエスト部分で履く ・ベルトを着用する
- ・始業式、終業式、修了式、離任式、入学式、卒業式はホックをする

#### 【セーラー服】

- ・スカートを折らない ・スカートの裾は膝が出ない長さにする

#### 【共通】

- ・Yシャツやセーラー服の下は、体育着または白のインナーを着用する
- ・Yシャツやセーラー服の袖のボタンをとめる
- ・長袖のYシャツや中間服の袖をまくるときは、きれいに折る
- ・登校時から長袖Yシャツや中間服の袖をまくるなら、半袖を着てくる

衣替え：12月～4月 冬服を着用する

5月～11月 気候に合わせた制服を着用する

体育着やジャージの着用について（午前中のみ適用）

時間を守って授業等に取り組めるようにするために、以下のようにする。

- ・ジャージ（体育着）で受ける授業には含まれている場合（1時間のみ）は、教室でもジャージ（体育着）で授業を受ける。
- ・清掃があり、2時間目がジャージ（体育着）で受ける授業の場合の1時間目も同様とする。
- ・E日課の日の1時間目がジャージ（体育着）で受ける授業の時は、朝の会はジャージ（体育着）で行う。

○登下校時の服装および防寒着について

- ・登校時は制服を着用する。
- ・下校時は部活動の服装のままでもよい。
- ・冬季はコート、部活動で認められたウインドブレーカー（上のみ）、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。

※コートはダッフルコート、Pコート、スクールコートとする。

※セーターは防寒着として、校内でも制服の中に着用することは認める。ただし、袖や裾からはみ出させない。（タートルネックのタイプ、カーディガンは認めない）

※コートとセーターの色は黒、紺、グレーのみとする。

※制服の中にジャージを着ることは認めない。

- ・冬季（12月～4月）はインナー（タイツ・レギンス）の着用を認める。
  - ・インナーの色は黒、紺、グレーとする。
  - ・○スカート着用時にインナーを履く。
    - 下のジャージの中にインナーを履く。
    - 制服のズボンの中にインナーを履く。
    - ×体育着のハーフパンツの下にインナーを履いた姿で過ごす。
  - ・体育の授業時には必ず靴下を着用する。
  - ・インナーの着用によって授業に支障が出ないようにする。
  - ・インナーの着用を認めるため、ひざ掛けの使用は認めない。

○部活動の服装について

- ・部活動で認められている服装の着用は、部活動時のみとする。

(2) 靴下

- ・運動に適した白・黒・紺・グレーの靴下とする。
- ※部活動で着用するものは部活動時のみとする。

(3) 校章・名札

○校章について

- ・男子は冬服の左襟に着用する。女子は直接制服に刺繍されている。

○名札について

- ・男女とも校内では名札を左胸ポケットにつける。
- ・名札は学校に置いておき、登校後に名札を着用し、帰りは教室に置いておく。
- ・校内で紛失や破損をしたときに渡すために、名札は1つ担任が保管する。
  - ※破損・紛失をした場合は担任の先生を通じて速やかに購入する。（1個：350円）

(4) 上履き

- ・校舎内は上履きを着用する。

(5) 外履き

- ・運動靴を着用する。
  - ※運動靴とは体育で全力走ができるものであり、靴底が同じ高さのスニーカーやくるぶしを覆うような靴は認めない。

(6) かばん

- ・通学に適したものとする。
- ・目印としての目的のため、かばんにアクセサリをつける場合は、1つのみとする。

### (7) 頭髪

- ・頭髪は中学生らしい髪型（脱色、染色、パーマ、ツーブロックやモヒカン、左右非対称、編みこみ等の特異な髪型は認めない）とする。  
※「特異な髪型」…生活のきまりの見直しがされるまでは、教員の判断による。
- ・髪が肩にかかる場合は、安全面や衛生面を考慮し、1つまたは2つに結ぶ。  
※ゴム、ヘアピンの色は黒、紺、茶の色のものを着用する。
- ・整髪料の使用は認めない。

### (8) 眉毛・爪など

- ・眉毛やまつげをいじらない。
- ・アイプチなどは行わない。
- ・爪は伸びすぎないようにする。（手のひらから見て爪が見えないのが目安）

## 3 その他

### (1) 水筒

- ・飲み物は必ず水筒に入れて持ってくる。（ペットボトル等は認めない）
- ・中身は水、茶類、スポーツドリンクとする。
- ・衛生面を考慮し、他の人の水筒の中身をもらわない。

### (2) 不要物

- ・学習に必要なもの以外は学校に持ってこない。
- ・持ち込みが発覚した場合は、教員が預かり保護者の方へ返却する。

### (3) 遅刻・欠席連絡

- 病気または事故などのため、学校を欠席または遅刻する場合は、学校に連絡をする。
  - ・保護者が8:15まではFormsで連絡をする。8:15以降は電話で連絡をする。
  - ・連絡のために生徒手帳を預かった場合は、直接持ち主の担任に届ける。
- 遅刻をして登校した場合は、職員室へ寄り、学年の先生に報告をする。

### (4) 健康観察・出席確認

- ・朝の会で担任に呼名されたら、大きな声で返事をする。

### (5) 校舎内での過ごし方

- ・快活なあいさつをこころがける。
- ・落ち着いて生活をする。（廊下を走る、大声をあげるなど、危険な行為や悪ふざけをしない。）
- ・特別教室への移動以外は、他学年のフロアには立ち入らない。1，2年生は原則それぞれの昇降口側の階段を使う。
- ・他クラスには入らない。友達に用事がある場合は、廊下と呼ぶ。
- ・事故防止のため、ベランダには絶対に出ない。
- ・物の貸し借りをしない。

### (6) 職員室への出入り

- ・職員室への出入りは、後ろ扉（体育館側）を使用し、礼儀正しく入退室する。
- ・鍵を借りる場合は、前の扉（保健室側）から入室し、貸し出し簿に記入をする。

### (7) 放課後

- ・帰りの会終了後は、日直や週番以外の生徒は、全ての荷物を持って速やかに教室を出る。
- ・部活動の着替えは活動場所にて行う。
- ・提出物などを提出するために再登校する場合は、制服、体育着、ジャージを着用する。
- ・教室に残る場合には担任の許可を得る。
- ・部活動の活動場所から教室に戻らないよう忘れ物に気をつける。

### (8) 破損について

- ・学校の設備や備品などの破損は、原則弁償とする。

(9) 生徒手帳

- ・生徒手帳を紛失したときは担任に申し出て再発行してもらおう。(本体：166円、カバー：40円)

(10) トイレについて

原則として、学年フロアのトイレを使用する。

1年生：南校舎4階のトイレ 2年生：南校舎3階のトイレ 3年生：北校舎2、3階のトイレ

※ただし、特別教室などでの授業時はその限りではない。